

情報提供ネットワークシステムを 使用した情報連携の 本格運用が始まりました。

平成30年10月9日から組合員および被扶養者の方からご提供いただいた個人番号を基に情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の本格運用が開始になりました。



今後は、被扶養者の認定の申告等に添付が必要であった「所得証明書」や「課税(非課税)証明書」の所得が確認できる書類は、認定対象者の方からの「同意書」の提出により省略することが可能となり、手続きの負担が軽減されます。

なお、同意書の提出を拒否される場合は、従前どおり「所得証明書」等の提出が必要となりますのでご注意ください。

医療福祉費支給制度(マル福)に 該当していませんか?

当組合では医療費の自己負担額が一定額を超えた方に対して、附加給付等を支給していますが、自治体(都道府県や各市区町村)においても、自己負担額を助成する医療福祉費支給制度(通称「マル福」といいます。)があります。

組合員または被扶養者の方がマル福を受けている場合、当組合の附加給付等は支給の対象となりません。

適正な給付を行うため、マル福に該当し、「医療福祉費受給者証」が交付されたときは、共済事務担当課をとおして共済組合員申告書等にて届出をお願いします。

なお、届出がなく、重複受給が判明したときは、附加給付等を返還していただくこととなりますのでご注意ください。



お問い合わせ先 医療健康課(医療給付係) TEL 029-301-1413